

# オンライン資格確認等システムの普及状況等について

# 1. オンライン資格確認の普及状況等について

# 医療機関・薬局におけるオンライン資格確認システムの導入準備状況

## 1. 目標と現在の申込状況

(2021/2/7時点)

目標：**医療機関等の6割程度**での導入（令和3年3月時点）、概ね全ての医療機関等での導入（令和5年3月末）を目指す  
(令和元年9月デジタル・ガバメント閣僚会議決定)

現状：**オンライン資格確認の導入予定施設数**

＜顔認証付きカードリーダー申込数＞ ※ 8/7から申込受付を開始

**65,140施設 (28.5%)** / 228,276施設 ※ 紙申請・グループ申請を含む  
医科・歯科併設病院の歯科は  
歯科診療所に含む

|       |          |          |              |
|-------|----------|----------|--------------|
| 【内訳】  |          |          |              |
| 病院    | 3,150 /  | 8,284施設  | <b>38.0%</b> |
| 医科診療所 | 18,752 / | 89,113施設 | <b>21.0%</b> |
| 歯科診療所 | 16,531 / | 70,937施設 | <b>23.3%</b> |
| 薬局    | 26,707 / | 59,942施設 | <b>44.6%</b> |

＜参考：公的医療機関等における申込率＞

国立病院機構 99.3%、労働者健康安全機構 100.0%、JCHO 100.0%

※ その他の公的医療機関等における申込状況は厚生労働省HPに掲載

＜参考：ポータルサイトアカウント登録数＞

※ 最新情報の提供やオンラインでの申請のために登録をお願いしているもの

**90,083施設 (39.5%)** / 228,276施設

＜参考：健康保険証利用の申込割合＞

※ 7/1から受付を開始。

マイナンバーカードの交付枚数に対する利用申込数の割合

**2,504,711件 (7.8%)** / 32,221,537枚

【マイナンバーカード申請・交付状況】

有効申請受付数： 約3,597万枚 (人口比 28.3%)

交付実施済数： 約3,222万枚 (人口比 25.3%)

## 2. 課題

- オンライン資格確認について、医療機関や薬局、システムベンダ等への**周知が不十分**。
- マイナンバーカードの普及率等を踏まえ、オンライン資格確認がどのようになるのか**様子見の状況**。
- システムベンダによる見積もりが過大になる傾向。新型コロナウイルス感染症の影響。

## 3. 対応

### これまでの対応

- ・【費用支援】**医療情報化支援基金（総額918億円）**を用意
- ・【周知】**全医療機関等へのリーフレット配布**
- ・【周知】医師会等と共同した**説明会の実施**
- ・【周知】個別システムベンダへの働きかけ、共同での説明会実施
- ・【促進】大型チェーン薬局等への**個別働きかけ**



### 現時点の対応

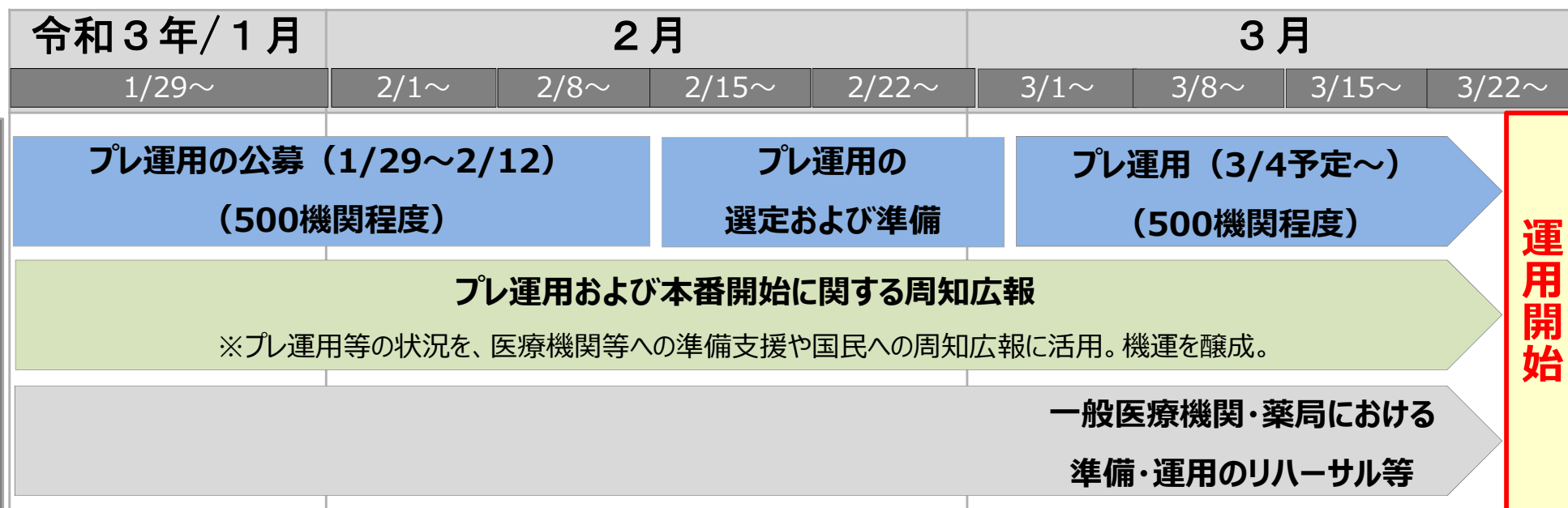
- **追加的な財政支援策**を周知。**全医療機関等に対してリーフレットを再送付**するとともに、**導入意向調査を行う**
- **三師会等医療関係団体に更なる働きかけ**を実施
- 大手システムベンダーに対して**見積の適正化を依頼**、個別医療機関からの相談に対応
- **導入の手引きやカードリーダーの比較紹介動画を作成**し、申込の勧奨を行う
- **公的医療機関への働きかけ**を引き続き行う（導入状況をHPで公表）

## 2. オンライン資格確認等システムの稼働に向けた対応

# オンライン資格確認の開始に向けた取組について

- 医療機関・薬局の窓口において患者の直近の医療保険資格を確認できるようにするとともに、特定健診等の情報を閲覧可能とする「オンライン資格確認」については、円滑な実施とシステムの安定性を確保するため、一部医療機関・薬局におけるテスト運用を行ったうえで、
  - ・ **3月上旬（3/4（木）頃を想定）** から500機関程度で、**本番環境下でプレ運用**を行い、
  - ・ **3月下旬** から**本格開始**する。
- プレ運用参加機関について、**1月29日から公募**を行っている。
- プレ運用等の状況を、医療機関等への準備支援や国民への周知広報に活用していく。  
また、追加的な財政支援策が「**3月末までに**顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局」を対象としていることを踏まえ、引き続き、意向調査を行いつつ、周知と申込勧奨を行っていく予定。

## 【利用開始までのスケジュール】



運用開始

## 1 ポスター・ステッカーの掲示

マイナンバーカードの保険証利用に**対応する前**に掲示

本リーフレットの中面をマイナンバーカードの保険証利用の開始と貴施設での運用開始時期を告知するポスター(書込式)として掲示してください。

ポスターの空白部分には  
貴施設での対応開始時期をご記入ください。(右例)



マイナンバーカードの保険証利用に**対応開始後**に掲示

貴施設でマイナンバーカードの保険証利用が可能な事を周知するポスター・ステッカーを掲示してください。

顔認証付きカードリーダーをお申込みいただいた医療機関・薬局に順次発送します。



## 2 「個人情報保護の利用目的」の更新

患者向けに掲示を行っている「個人情報保護の利用目的」について、一部更新が必要となります。更新内容は厚生労働省ホームページにて公開中です。

準備作業の詳細はこちらからご確認ください



手続き・各種申請は医療機関等向けポータルサイトで！

ポータルサイトでできること

- ・顔認証付きカードリーダー申込
- ・オンライン資格確認利用申請
- ・補助金申請 **NEW!**

AIチャットボットの「シカク」です。  
24時間いつでも  
疑問に答えます！



メールお問合せ先：医療情報化支援基金

✉ contact@iryohokenjyoho-portal.jp

電話お問い合わせ先：オンライン資格確認等コールセンター

☎ 0800-0804583 (通話無料) 月～金：8:00-18:00 土：8:00-16:00

医療機関ポータル

検索

## オンライン資格確認導入に向けたご案内

締切間近！

顔認証付きカードリーダーを

**令和3年3月31日までにお申込みで**

補助上限額までは  
**自己負担 0円** となります

**オンライン資格確認導入関連費用の  
補助金増額期間の締切りが迫っています**

**【締切】 令和3年3月31日**

補助金についての説明動画は  
こちらからご覧ください

医療機関等向けポータルサイトのトップページからも閲覧できます



知っていますか？

# マイナンバーカードが

## 健康保険証として

利用できるようになります！

2023年3月(予定)から利用可能  
※医療機関・薬局にマイナンバーカードとマイナンバーを提示するだけで、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。  
※マイナンバーカードの提示は、マイナンバーカードの提示が義務付けられています。



「ピッと  
置くだけ！



とっても  
簡単！

受付

カードの提示も健康保険証として利用できます。  
※マイナンバーカードの提示は、マイナンバーカードの提示が義務付けられています。

医療機関や薬局の受付で  
マイナンバーカードを  
顔認証付きカードリーダーに  
置くだけ！



こんなことができるようになります！

就職・転職・引越をしても

健康保険証として

ずっと使える！

※医療機関への加入の届出は、マイナンバーカードの提示が必要です。



同意をすれば、

初めての医療機関等でも、

今までに使った正確な薬の

情報が医師等と共有できる！



限度額適用認定証がなくても

高額療養費制度における

限度額以上の

支払が免除される！



など！

※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中心の「電子証明書」を照らす必要があります。また、ご自身の診察情報もマイナンバーと紐づくこととなります。

利用申込受付中！

詳細や申込は  
特設ページを  
ご確認ください！



[https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)

健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合  
フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分  
土日祝：9時30分～17時30分

3月リーフレット（中面）

### 3. 訪問看護ステーションにおけるオンライン請求の実施

# 訪問看護レセプトの現状と電子化の背景・目的

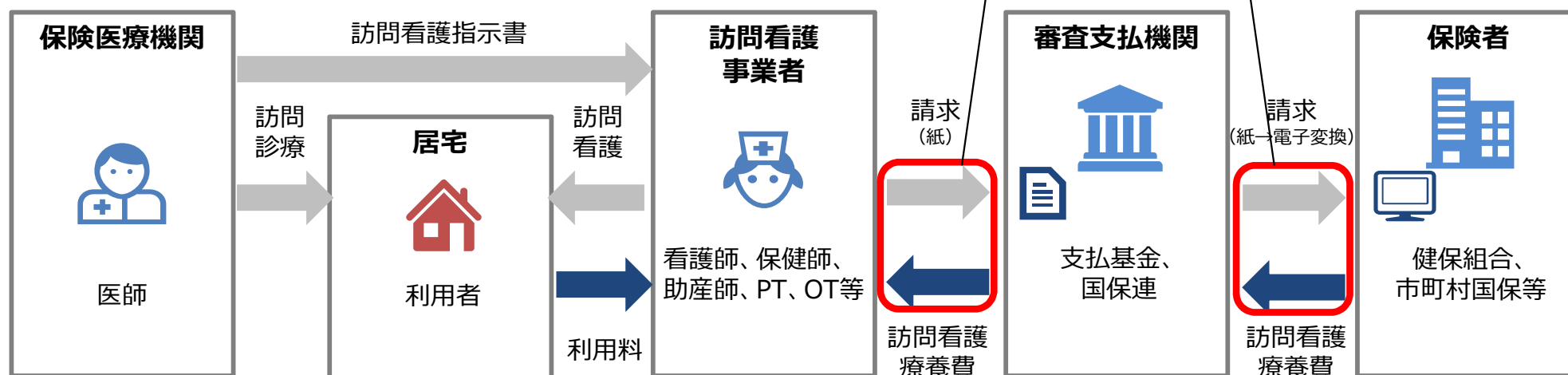
## 訪問看護レセプトの現状

- ① 過去約20年間で、訪問看護ステーション事業所数は約3倍、訪問看護療養費のレセプト総件数は約7倍にまで増加<sup>\*1</sup>しており、高齢化の進展に伴い今後更なる増加が見込まれる。（詳細は次頁参照）
- ② 介護保険における訪問看護療養費請求は電子化されている一方、医療保険における訪問看護療養費請求は紙運用<sup>\*2</sup>で行われている。

## 訪問看護レセプトの電子化の目的

- ① 全国の訪問看護ステーションにおけるレセプト請求事務や、審査支払機関・保険者等におけるレセプト処理事務の効率化。
- ② より質の高い医療・看護の実現に向けた、レセプト情報の利活用（介護保険分野と合わせた訪問看護全体のデータ分析、地域医療や在宅医療の実態把握等）の推進。

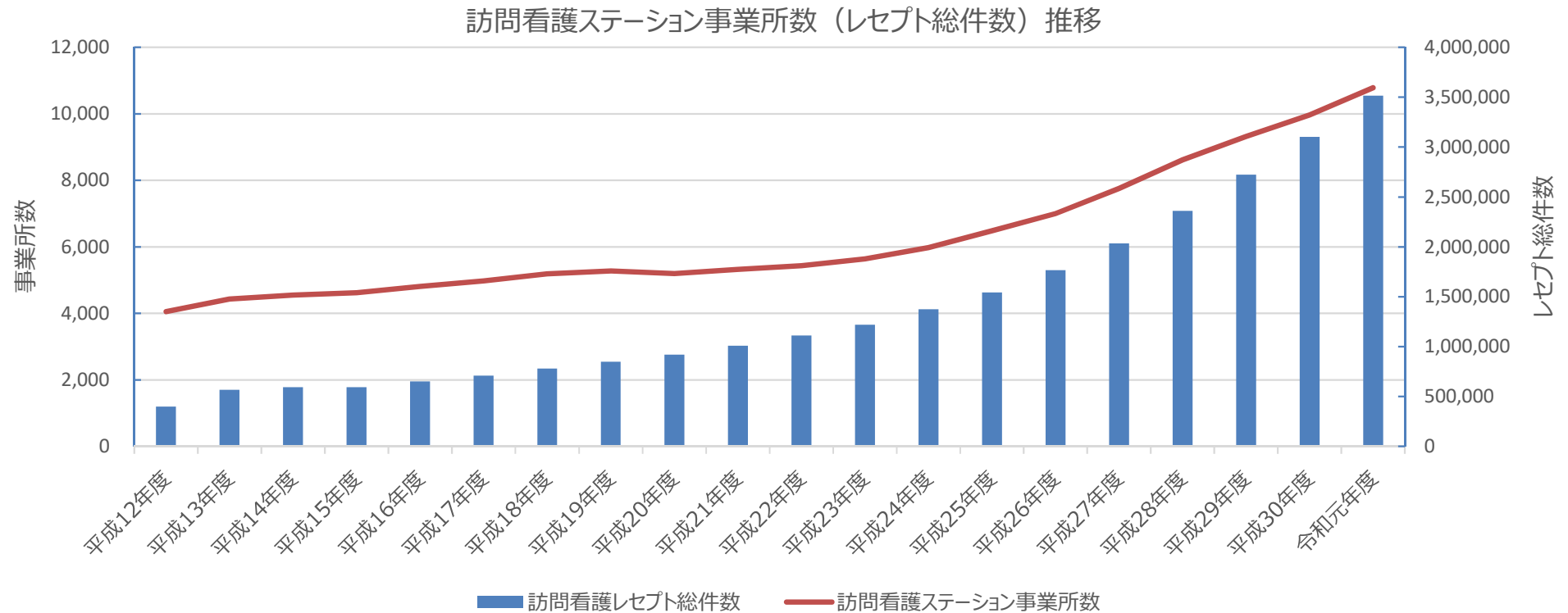
## 訪問看護の流れとレセプト電子化範囲



\*1：訪問看護ステーション事業所数（平成12年4月時点：4,049事業所、令和2年4月時点：11,612事業所）、訪問看護レセプト数総件数（平成12年度：535,110件、令和元年度：3,609,465件）【出典：厚生労働省「医療費の動向調査」（年度版）最近の医療費の動向[概算医療費データベース] 制度別医療機関種類別 医療費：<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken03/03.html>】

\*2：「訪問看護療養費及び公的負担医療に関する費用の請求に関する省令」に基づき、厚生労働大臣の定める方式（紙）を指す。

## 【補足】医療保険における訪問看護療養費にかかるレセプト請求の現状



出典：厚生労働省 概算医療費データベース 制度別医療機関種類別 医療費 (<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken03/03.html>)

- ① 訪問看護ステーションの事業所数は、平成12年4月時点で4,049事業所に対し、令和元年4月時点では10,783事業所まで増加（約3倍）している。また、訪問看護レセプトの総件数は、平成12年度で535,110件に対し、令和元年度では3,609,465件まで増加（約7倍）している。  
 ※1施設当たりの請求件数について3倍弱の伸び率（平成12年度：132件と令和元年度：335件）
- ② 介護保険における訪問看護療養費請求は電子化されている一方で、「訪問看護療養費及び公的負担医療に関する費用の請求に関する省令」に基づき、医療保険における訪問看護療養費請求は厚生労働大臣の定める方式（紙）で行われている。

# 訪問看護レセプト電子化の検討経緯及び今後の全体スケジュール案

## 【検討経緯】

- 訪問看護レセプト電子化に向け、平成28年度から調査事業として検討を開始。
- 関係機関（日本看護協会、全国訪問看護事業協会、日本訪問看護財団、医療保険者、審査支払機関、JAHIS等で構成）と協議を進め、下記の方針としている。
  - ・ 訪問看護レセプトの電子請求にあたっては、**医科レセプト等と同様、オンライン請求システムを利用した**仕組み（医療保険請求方式）で行う。
  - ・ **審査支払機関における原審査はコンピュータチェックにて実施**し、人の目を介す審査は原則実施しない。
  - ・ **令和5年1月（令和4年12月分の請求）からオンライン請求開始予定。**

|                     | 令和2年度                            | 令和3年度                                |                  |              |             | 令和4年度                   |            |              |            |                                                     |
|---------------------|----------------------------------|--------------------------------------|------------------|--------------|-------------|-------------------------|------------|--------------|------------|-----------------------------------------------------|
|                     | Q4<br>1-3月                       | Q1<br>4-6月                           | Q2<br>7-9月       | Q3<br>10-12月 | Q4<br>1-3月  | Q1<br>4-6月              | Q2<br>7-9月 | Q3<br>10-12月 | Q4<br>1-3月 |                                                     |
|                     |                                  | ▼介護報酬改定                              |                  |              |             | ▼診療報酬改定                 |            |              | ▼オンライン請求開始 |                                                     |
| 厚労省                 | 令和2年度<br>調査事業<br>▲周知資料・技術解説書初版公開 | 訪問看護事業者・保険者向け導入支援<br>(令和3年度、4年度調査事業) |                  |              |             |                         |            |              |            | 接続テスト・運用テスト<br><br>オンライン<br>請求開始<br>※R4年12<br>月診療分～ |
| 訪問看護<br>事業者         |                                  |                                      | 周知資料確認(運用プロセス整理) |              |             | 運用に向けた準備                |            |              |            |                                                     |
|                     |                                  |                                      | 技術解説書確認          |              |             | パッケージソフトの適用             |            |              |            |                                                     |
| 訪問看護<br>システム<br>ベンダ |                                  |                                      | 技術解説書確認          |              |             | 訪問看護事業者への<br>パッケージソフト導入 |            |              |            |                                                     |
|                     |                                  | ▲ベンダ向け説明会開催                          | パッケージソフト作成       |              |             |                         |            |              |            |                                                     |
| 審査支払<br>機関          | 調達準備・<br>調達                      | 設計・開発・テスト                            |                  |              |             |                         |            |              |            |                                                     |
| 医療<br>保険者           |                                  |                                      |                  |              | 調達準備・<br>調達 | システム改修・テスト              |            |              |            |                                                     |

※テスト期間等については調整が必要